

4 年金の支給要件と年金額

【老齢基礎年金・老齢厚生年金】

	老齢基礎年金																													
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上あること。 (ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります。)</p> <p>②支給開始年齢 65歳。 (ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。)</p>																													
年金額 (平成18年度)	$\text{年金額} = 792,100 \times \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}}{40(\text{加入可能年数} \times 12)}$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①保険料納付月数②保険料全額免除月数×1/3③保険料3/4免除月数×1/2④保険料半額免除月数×2/3⑤保険料1/4免除月数×5/6</p> </div> <p>●繰上げ請求及び繰下げ請求 <昭和16年4月1日以前生まれの人(年単位)></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">繰上げ請求と減額率</th> <th colspan="2">繰下げ請求と増額率</th> </tr> <tr> <th>請求時の年齢</th> <th>減額率</th> <th>受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間</th> <th>増額率</th> </tr> <tr> <td>60歳</td> <td>0.42</td> <td>1年を超え2年に達するまでの期間</td> <td>12.0%</td> </tr> <tr> <td>61歳</td> <td>0.35</td> <td>2年を超え3年に達するまでの期間</td> <td>26.0%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td> <td>0.28</td> <td>3年を超え4年に達するまでの期間</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>63歳</td> <td>0.20</td> <td>4年を超え5年に達するまでの期間</td> <td>64.0%</td> </tr> <tr> <td>64歳</td> <td>0.11</td> <td>5年を超える期間</td> <td>88.0%</td> </tr> </table> <p><昭和16年4月2日以後生まれの人(月単位)></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>全部繰上げ 減額率=0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>繰下げ請求 増額率=0.7%×65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一部繰上げ <昭和16年4月2日から昭和24年4月1日生まれ(女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日生まれ)> 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。</p> </div>	繰上げ請求と減額率		繰下げ請求と増額率		請求時の年齢	減額率	受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	増額率	60歳	0.42	1年を超え2年に達するまでの期間	12.0%	61歳	0.35	2年を超え3年に達するまでの期間	26.0%	62歳	0.28	3年を超え4年に達するまでの期間	43.0%	63歳	0.20	4年を超え5年に達するまでの期間	64.0%	64歳	0.11	5年を超える期間	88.0%	<p>※加入可能年数については、大正15年4月2日から昭和2年4月1日までに生まれた人については、25年に短縮されており、以降昭和16年4月1日生まれの人まで生年月日に応じて26年から39年に短縮されております。</p>
繰上げ請求と減額率		繰下げ請求と増額率																												
請求時の年齢	減額率	受給権を取得した日から繰下げの申出をした日までの期間	増額率																											
60歳	0.42	1年を超え2年に達するまでの期間	12.0%																											
61歳	0.35	2年を超え3年に達するまでの期間	26.0%																											
62歳	0.28	3年を超え4年に達するまでの期間	43.0%																											
63歳	0.20	4年を超え5年に達するまでの期間	64.0%																											
64歳	0.11	5年を超える期間	88.0%																											